

雇用機会の増大が必要な地域等で求職者等を雇い入れることに伴い、 事業所を創業した事業主の方への給付金

19 地域再生中小企業創業助成金

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域においては、地域再生分野(雇用創出に資する重点分野)での創業により、雇用機会の創出を図ることが重要であり、また、地域雇用の創造を通じた地域再生のためにも、創業支援策をより一層積極的に展開していく必要があります。

このため、雇用の場の確保のために、新たに中小企業者として法人を設立又は個人事業を開業し、再就職を希望する求職者を受け入れて、地域再生事業を実施した場合に、地域再生中小企業創業助成金を支給します。

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(※1)において、地域再生事業(※2)を行う法人を設立又は個人事業を開業し、雇用保険の一般被保険者として労働者を1人以上雇い入れる事業主に対し、創業に係る経費及び労働者の雇入れについて一定額を助成します。

(※1)雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域とは、以下の21道県をいいます。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

(※2)上記の21道県それぞれが定める雇用創出に資する重点分野(以下「地域再生分野」といいます。)に該当する事業をいいます。詳しくは、21道県それぞれを管轄する道県労働局にお尋ね下さい。

※当該助成金の対象は、平成20年12月1日以降に法人を設立又は個人事業を開業したものに限りません。

次の区分の地域の違いにより、適用される種別が異なります。

1 第1種地域再生中小企業創業助成金(以下「第1種」といいます。)

雇用失業情勢が特に厳しい地域(北海道、青森県、岩手県、秋田県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県の10道県)

2 第2種地域再生中小企業創業助成金(以下「第2種」といいます。)

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域のうち1以外の地域(宮城県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県又は大分県の11県)

なお、第2種には、創業に当たって、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県から雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域への住所又は居所の変更が必要な転入を行った場合(以下「U・Iターン」といいます。)も含まれます。

受給できる事業主

受給できるのは、次の1から14のいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業主であること。
- 2 中小企業者の要件を満たす事業主であること。

- 3 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域に法人等の主たる事業所を設置していること。
- 4 法人の設立又は個人事業の開業(以下「法人等の設立」といいます。)の日から起算して6ヶ月を経過する日までに地域再生事業計画書(以下「事業計画書」といいます。)を提出し、認定を受けた事業主であること。
- 5 認定を受けた計画に基づき、地域再生事業を主たる事業として行っている事業主であること。
- 6 事業の実施に必要な許認可等を受けていることをはじめとして、法令を遵守し、適切に運営するものであること。
- 7 次の(1)から(3)までの条件を満たす労働者(以下「創業・雇入支援対象労働者」といいます。)を1人以上雇用している事業主であること。
 - (1)雇用保険の一般被保険者として6ヶ月以上雇用されている者
 - (2)雇入れ日現在で65歳未満の者
 - (3)法人等の設立の日から起算して1年を経過する日までの間に雇い入れられた者
- 8 資本、資金、人事、取引等の状況からみて、親会社、子会社又は関連会社とほぼ同等の関係にある事業主が行う事業と、事業内容に関し同一性が認められる事業を行っていないこと。

(注) 既存の会社が、行っていない事業分野について、新たな会社を設立する場合には、支給対象となります。
- 9 法人等の代表者が、事業内容に関し同一性が認められる他の個人事業主若しくは法人の代表者でないこと、又はこれらであった者でないこと。
- 10 法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員(その数が3人以上であるものに限り、)の過半数が、事業内容に関し同一性が認められる事業を行う他の事業主の役員である者、又は役員であった者でないこと。
- 11 営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に併い設立された法人等の事業主でないこと。
- 12 法人等の設立の日から、助成金の支給申請日までの間に、当該法人等が雇用する雇用保険の一般被保険者を事業主都合で解雇したことがない事業主であること。
- 13 本助成金の支給決定等に必要な労働関係帳簿類(出勤簿、タイムカード、賃金台帳、労働者名簿等)を備えている事業主であること。
- 14 U・Iターン創業の場合、住所又は居所の変更が必要な転入については、法人等の設立等前の1年以内又は、法人等の設立等の日から起算して3ヶ月を経過する日までの転入であること。

支給できる額

1 創業支援金

法人等の設立の日から6ヶ月以内に要し、かつ6ヶ月以内に支払った次の①から③までに該当する対象経費(人件費を除きます。)の合計額に以下の割合を乗じた額(以下「基準額」といいます。)が支給されます。

(1)第1種及び第2種(U・Iターンの場合に限ります。)の場合は合計額の1/2とします。

ただし、以下に定める額を上限とします。

創業・雇入支援対象労働者が5人以上の場合 上限額 1,000万円

創業・雇入支援対象労働者が5人未満の場合 上限額 600万円

(2)第2種(U・Iターンの場合を除きます。)の場合は合計額の1/3とします。

ただし、以下に定める額を上限とします。

創業・雇入支援対象労働者が5人以上の場合 上限額 500万円

創業・雇入支援対象労働者が5人未満の場合 上限額 300万円

① 法人等の設立に関する事業計画作成費

経営コンサルタント等の相談経費及び法人設立の登記又は開業に関する開廃業等届出書の作成等の代行費用等

ただし、本助成金の算定基礎の対象経費としては、75万円を限度とします。

② 職業能力開発経費

事業を円滑に運営するための、創業者又は創業・雇入支援対象労働者に対する教育訓練経費

③ 設備・運営経費

事業所の改修工事費、設備・備品、事務所借料、広告宣伝費等の設備・運営費

ただし、事務所借料等についての本助成金の算定基礎の対象経費としては、6か月分を上限とします。

2 雇入れ奨励金及び追加雇入れ奨励金

(1) 第1種の場合

創業・雇入れ支援対象労働者1人につき60万円が支給されます。ただし100人分が限度となります。

(2) 第2種の場合

創業・雇入れ支援対象労働者1人につき30万円が支給されます。ただし100人分が限度となります。

3 追加創業支援金

追加創業支援金の額は、以下のとおり定める額とします。

(1) 第1種及び第2種(U・Iターンの場合に限ります。)の場合において、基準額が1,000万円以上の額の場合は、1,000万円から創業支援金の支給額を減じた額

(2) 第1種及び第2種(U・Iターンの場合に限ります。)の場合において、基準額が1,000万円に満たない場合は基準額から創業支援金の支給額を減じた額

(3) 第2種(U・Iターンの場合を除きます。)の場合において、基準額が1(2)に定める額以上の額の場合は500万円から創業支援金の支給額を減じた額

(4) 第2種(U・Iターンの場合を除きます。)の場合において、基準額が500万円に満たない場合は基準額から創業支援金の支給額を減じた額

受給のための手続

1 地域再生事業の認定申請

法人等の設立の日から起算して6ヶ月を経過する日までに事業計画書の認定申請を21道県それぞれを管轄する道県労働局に行う必要があります。

法人等の設立の前に事業計画書の認定申請を行う場合は、法人等の設立を事業計画書の認定から3ヶ月後までに行う必要があります。

2 支給申請

(1) 創業支援金又は雇入れ奨励金

創業・雇入れ支援対象労働者が5人(5人に満たない場合は1人目)に達した日から6ヶ月を経過する日以降であって、支給申請に係る創業・雇入れ支援対象労働者の最後の雇入れ日から6ヶ月を経過する日以後、当該日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までの間に、創業支援金及び雇入れ奨励金の支給申請をすることができます。

(2) 追加雇入れ奨励金

最初の支給申請後、法人等の設立の日から起算して1年を経過する日までの間に新たに創業・雇入れ支援対象労働者を雇い入れたときは、雇入れの日から6ヶ月を経過する日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までの間に、雇入れ奨励金について、追加支給申請をすることができます。

(3) 創業・雇入れ支援対象労働者の雇入れが5人未満であった事業主であって、すでに創業支援金の支給を受けた事業主が、その後、法人等の設立の日から起算して1年を経過する日までの間に新たに創業・雇入れ支援対象労働者を雇い入れ、創業・雇入れ支援対象労働者がはじめて5人に達したときは、創業・雇入れ支援対象労働者の雇入れが5人に達した日から6ヶ月を経過した日以降であって、支給申請に係る創業・雇入れ支援対象労働者の最後の雇入れの日から6ヶ月を経過する日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までの間に、創業支援金について、追加の支給申請をすることができます。

(参考) 法人等の設立から支給申請までの流れ図

